

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年10月8日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	世田谷区
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	94-0
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/002/001/d00149166.html

執行機関名 世田谷区長

その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険料の区独自減額措置に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第1 区長の部第4の項 介護保険料の区独自減額措置に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法 第1条	世田谷区介護保険料区独自減額措置実施要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	世田谷区介護保険料区独自減額措置実施要綱 第1条 この要綱は、介護保険料(以下「保険料」という。)が賦課されている第1号被保険者のうち、保険料の負担が経済的に困難なものに対し、世田谷区介護保険条例(平成12年3月世田谷区条例第41号。以下「条例」という。)第14条第1項第5号の規定に基づき保険料の減額を行うことにより、その生活の安定を図り、もって高齢者の保健福祉の向上に寄与することを目的とする。